

浦河町少年少女文化・スポーツ奨励賞表彰に関する取り扱い要領

浦河町少年少女・スポーツ奨励賞表彰要綱の定めによる表彰の選考基準及び取り扱いは、次の要領によるものとする。

第1 浦河町少年少女文化・スポーツ奨励賞表彰の選考基準

(1) 文化奨励賞表彰

- ① 芸術・文化活動等において、きわめて貴重な調査、研究、発表又は実践等を行い、全道的に優秀な成績を収めた個人又は団体。
- ② 活動分野
 - ・文化・芸術・工芸・音楽・芸能等

(2) スポーツ奨励賞表彰

- ① 各種大会において、優秀な成績を収めた個人又は団体。
 - ・該当する大会は、全道規模以上の大会とする。
 - ・表彰対象とする成績は、団体3位以内、個人は3位以内とする。
- ② 対象種目
 - ・陸上・野球・剣道・柔道・バスケットボール・バレーボール
 - ・スケート・バドミントン・ソフトテニス・サッカー・卓球
 - ・水泳・乗馬・スキー等

第2 被表彰者の推薦

- (1) 被表彰者の推薦は、浦河町少年少女文化・スポーツ奨励賞表彰要綱の定めるところにより、要領「第1奨励賞基準」に該当する個人又は団体とする。
- (2) 別紙「奨励賞推薦調書」によるものとする。
- (3) 「推薦調書」中、事績の内容については、資料等を中心に具体的に記載するものとする。過去において、表彰された事項又は新聞、雑誌等で紹介、機関誌、新聞等の発行された事例がある場合は、その旨記載し、資料等を添付するものとする。